

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項において、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとされており、これまでに 2-アミノ-4-クロロフェノール等 29 物質が定められ、これらの物質に係る指針（平成 24 年 10 月 10 日付け健康障害を防止するための指針公示第 23 号。以下「指針公示第 23 号」という。）が公表されている。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 288 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 101 号）により、ジメチルー 2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）を始めとする 11 物質を製造し、又は取り扱う業務のうち、一部の業務について発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられたことから、指針公示第 23 号においても法令により規制の対象とされなかった業務について所要の措置を講じる必要が生じたため、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」（平成 26 年 10 月 31 日付け健康障害を防止するための指針公示第 25 号）を別添 1 のとおり策定し、同日付け官報に公示したところである。これにより指針公示第 23 号が別添 2 の新旧対照表のとおり改正され、改正後の指針公示第 23 号（以下「改正指針」という。）は別添 3 のとおりである。

については、下記事項に留意の上、化学物質による健康障害を防止するために、各都道府県労働局労働基準部健康主務課において改正指針を閲覧に供する（指針が厚生労働省ウェブサイトに掲載されている旨を知らせることを含む。）とともに事業者及び関係事業者団体等に対してその周知を図り、各事業場においてこれらの化学物質による健康障害の防止対策が適切に行われるよう指導されたい。

また、主要な関係事業者団体に対しては、別添 4 により、改正指針の周知を図るよう要請したので了知されたい。

なお、従来発出した指針の施行通達においては、指針の全般的事項及び改正事項の両方を示してきたところであるが、本通達以降、指針の改正に当たっては改正事項のみを示すこととし、指針の全般的事項についてはこれまでに発出した各通達の内容を取りまとめた上で別途通達を発出することとしたので、併せて了知されたい。

記

第1 改正指針に追加された対象物質等及びそれらに係る改正指針に基づき講ずべき措置に関する留意事項

改正指針の対象物質は、これまで厚生労働大臣により指針が定められていた2-アミノ-4-クロロフェノール等29物質に加え、法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質として追加された以下の5物質（カッコ内はCAS登録番号を示す。以下これらを「DDVPほか4物質」という。）である。

- ・ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）（62-73-7）
- ・スチレン（100-42-5）
- ・1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）（79-34-5）
- ・トリクロロエチレン（79-01-6）
- ・メチルイソブチルケトン（108-10-1）

これらの物質に適用される措置は、改正指針3（3）、4（2）、5、6及び7（1）であり、以下の点について留意が必要である。

（1）危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付について（改正指針7関係）

DDVPほか4物質に係る危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付は、法により義務とされていることから、改正指針7（1）に示した措置を講じること。

（2）その他

DDVPほか4物質について、物理化学的性質等の情報を取りまとめ、別紙1のとおり参考資料として示したこと。

第2 クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン及びテトラクロロエチレン（以下「クロロホルムほか5物質」という。）に係る措置内容の変更

クロロホルムほか5物質については指針公示第23号の対象であったが、クロロホルムほか5物質及びこれらのいずれかをその重量の1%を超えて含有するもの（以下「クロロホルム等」という。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う有機溶剤業務（以下「クロロホルム等有機溶剤業務」という。）が特化則の対象となったところである。

これを受け、クロロホルム等を製造し、又は取り扱う業務のうち、クロロホルム等有機溶剤業務については、改正指針に規定する措置のうち、「3 対象物質へのばく露を低減するための措置について」、「4 作業環境測定について」、「5 労働衛生教育について」及び「6 労働者の把握について」の適用対象から除外したこと。

第3 作業環境測定に関する参考資料

改正指針により指針の対象に追加されたDDVPほか4物質に関する作業環境測定の方法及び測定結果の評価に用いる指標（管理濃度等）については、関係者の利便性の向上のため、DDVPほか4物質を含めた全ての指針対象物質について取りまとめた上で、別途発出する予定の指針の全般的事項について示す通達に参考資料として示すこととしたこと。

第4 関係通達の改正

1 指針の施行通達関係

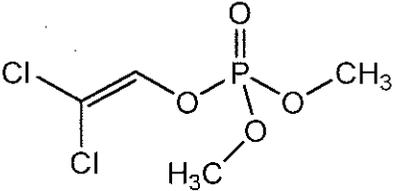
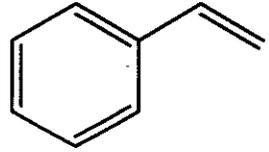
「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」の周知について（平成23年10月28日付け基発1028第4号）の一部改正

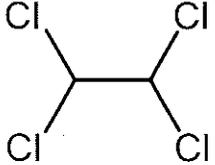
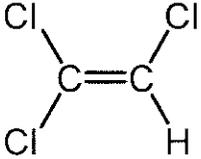
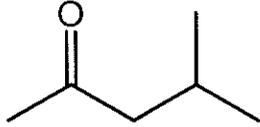
「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示」（平成26年厚生労働省告示第377号）により、1, 2-ジクロロプロパンに係る試料採取方法及び管理濃度が改正されたこと等から、参考情報5を別紙2のように改正することとしたこと。

2 屋外作業場等における作業管理に関するガイドライン関係

平成17年3月31日付け基発第0331017号「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて」の別表第2を別紙3のとおり改正することとしたこと。

指針対象物質の基本情報

物質の名称 (CAS No.)	主な有害性	性状	用途の例
<p>ジメチル-2,2-ジクロロビニル ホスフェイト (DDVP) (62-73-7)</p> 	<p>発がん性、その他の有害性 (GHS 区分 1 のもの)</p> <p>発がん性： IARC 2B</p> <p>その他： 急性毒性(吸入：蒸気)、皮膚感作性 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 神経系 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 神経系・肝臓</p>	<p>特徴的な臭気のある無 色～琥珀色の液体 (沸点 140℃、蒸気圧 1.6Pa (20℃))</p>	<p>家庭用殺虫剤または 文化財燻蒸剤</p>
<p>スチレン (100-42-5)</p> 	<p>発がん性： IARC 2B</p> <p>その他： 生殖毒性 (1B)、吸引性呼吸器有害性 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 中枢神経系 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 呼吸器・肝臓・神経系・血液系</p>	<p>無色～黄色の液体 (沸点 145℃、蒸気圧 0.7kPa (20℃))</p>	<p>合成原料 (ポリスチレ ン樹脂、ABS樹脂、 合成ゴム、不飽和ポリ エステル樹脂、塗料樹 脂、イオン交換樹脂、 化粧品原料)</p>

物質の名称 (CAS No.)	主な有害性	性状	用途の例
1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン) (79-34-5) 	発がん性： IARC 2B その他： 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 中枢神経系・肝臓 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 肝臓・中枢神経系	クロロホルムに似た臭気のある液体 (沸点 146.5℃、蒸気圧 0.6kPa (25℃))	溶剤
トリクロロエチレン (79-01-6) 	発がん性： IARC 1、GHS 発がん性区分 1B その他： 生殖毒性 (1B) 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 中枢神経系	特徴的な臭気のある無色の液体 (沸点 87℃、蒸気圧 7.8kPa (20℃))	代替フロン合成原料、脱脂洗浄剤、工業用溶剤、試薬
メチルイソブチルケトン (108-10-1) 	発がん性： IARC 2B その他： 特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 神経系	特徴的な臭気のある無色の液体 (沸点 117～118℃、蒸気圧 2.1kPa (20℃))	硝酸セルロース及び合成樹脂、磁気テープ、ラッカー溶剤、石油製品の脱ロウ溶剤、脱脂油、製薬工業、電気メッキ工業、ピレトリン、ペニシリン抽出剤

※IARC (国際がん研究機関) 発がん性分類

1: ヒトに対して発がん性を示す

2B: ヒトに対して発がん性を示す可能性がある

<平成23年10月28日付け基発1028第4号の参考情報5の改正版(改正箇所は下線部)>

1,2-ジクロロプロパンの基本情報

構造式	<chem>CH2Cl-CHCl-CH3</chem>	
別名	二塩化プロピレン	
CAS No.	78-87-5	
物理化学的性質	分子量	112.99
	比重	1.1559
	融点	-100.4℃
	沸点	96.4℃
	蒸気圧(25℃)	53.3mmHg
	溶解性(水・25℃)	2.8g/L
	分配係数(logPow)	1.98
	引火点	16℃(密閉式)
	常温での性状	無色の液体であり、特徴的な臭気(クロロホルム臭)がある。常温(20℃)で液体であるが、沸点が低く、蒸気圧も非常に高いため、蒸発したガスを吸入しないよう、注意が必要である。また、脂溶性が比較的高い物質であるため、体内に蓄積し、慢性的健康障害を発現する懸念がある。
生産量	—	
用途	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及び四塩化炭素の原料、金属洗浄溶剤、石油精製用触媒の活性剤	
労働安全衛生法による規制の現状	施行令第18条(名称等を表示すべき危険物及び有害物) 施行令第18条の2(SDS対象物質) 施行令別表第3(特定化学物質・第二类物質) 特定化学物質障害予防規則(特別有機溶剤等、特別管理物質)	
がん原性評価	IARC: <u>1</u> (carcinogenic to humans) 日本産業衛生学会: 第2群A(ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質であって、証拠がより十分な物質) ACGIH: A4 (Not classifiable as a human carcinogen)	
国が実施したがん原性試験等の結果概要(吸入)	ラットでは、雄雌に鼻腔腫瘍の発生増加が認められ、がん原性を示す証拠であると考えられた。 マウスでは、雄にハーダー腺の腺腫の発生増加が認められ、雄に対するがん原性を示唆する証拠であると考えられた。また、雌に細気管支-肺胞上皮がんを含む肺腫瘍の発生増加が認められ、雌に対するがん原性を示す証拠であると考えられた。	
変異原性の有無、強さ	日本バイオアッセイ研究センターで実施した変異原性試験では、微生物を用いた試験で代謝活性化のある場合及びない場合とも、使用した全ての菌株で陰性を示した。文献によると、微生物を用いた試験(代謝活性化のある場合及びない場合とも)、培養細胞を用いた染色体異常試験と姉妹染色分体交換試験、マウスリンフォーマ試験で陽性の結果が報告されている。	
その他の主要な有害性	① ヒトへの影響では、皮膚に刺激を有し、眼に対して、回復性のある中等度の刺激性を有する。また皮膚感作性が認められる。 ② 単回ばく露で、ショック、心血管系への障害が認められて死亡、解剖所見では肝臓の壊死、腎臓への急性影響、腎尿細管壊死、中枢神経系抑制に起因すると思われる疲労感の事例がある。 ③ 反復ばく露では、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の機能障害の事例がある。	
ばく露限界	管理濃度: <u>1ppm</u> ACGIH: <u>10 ppm (TLV-TWA)</u> 、日本産業衛生学会: <u>1 ppm</u>	
資料出所	「労働安全衛生法有害性調査制度に基づく既存化学物質変異原性試験データ集 補遺2版」(社)日本化学物質安全・情報センター(2000)	

別表第 2 労働者の健康障害を防止するために厚生労働大臣が指針を公表した化学物質に係る試料採取方法及び分析方法

物の種類	試料採取方法	分析方法
1 2-アミノ-4-クロロフェノール	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
2 アントラセン	フィルター及び捕集管を組み合わせたろ過捕集方法及び固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法
3 2, 3-エポキシ-1-プロパノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法
4 塩化アリル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
5 オルト-フェニレンジアミン及びその塩	ろ過捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
6 キノリン及びその塩	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
7 1-クロロ-2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
8 クロロホルム	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
9 酢酸ビニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
10 四塩化炭素	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあつて

		は、ガスクロマトグラフ 分析方法
1 1 1, 4-ジオキサン	固体捕集方法又は直接捕集 方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 2 1, 2-ジクロロエ タン (別名二塩化エチレ ン)	液体捕集方法、固体捕集方 法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつて は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接 捕集方法にあつては、ガ スクロマトグラフ分析方 法
1 3 1, 4-ジクロロ- 2-ニトロベンゼン	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分 析方法
1 4 2, 4-ジクロロ- 1-ニトロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 5 1, 2-ジクロロプ ロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 6 ジクロロメタン (別 名二塩化メチレン)	固体捕集方法又は直接捕集 方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 7 N, N-ジメチルア セトアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 8 ジメチル-2, 2- ジクロロビニルホスフェ イト (別名DDVP)	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
1 9 N, N-ジメチルホ ルムアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
2 0 スチレン	液体捕集方法、固体捕集方 法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつて は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接 捕集方法にあつては、ガ スクロマトグラフ分析方 法
2 1 1, 1, 2, 2-テ トラクロロエタン (別名	液体捕集方法又は固体捕集 方法	1 液体捕集方法にあつて は、吸光光度分析方法

四塩化アセチレン)		2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 2 テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 3 1, 1, 1-トリクロロエタン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 4 トリクロロエチレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 5 ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 6 パラジクロロベンゼン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 7 パラニトロアニソール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2 8 パラニトロクロロベンゼン	液体捕集方法又は固体捕集方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法 2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2 9 ヒドラジン及びその塩並びに一水和物	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
3 0 ビフェニル	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

		法
3 1 2-ブテナール	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析 方法
3 2 1-ブロモ-3-クロ ロプロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方 法
3 3 1-ブロモブタン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ質量分 析方法
3 4 メチルイソブチルケ トン	液体捕集方法、固体捕集方 法又は直接捕集方法	1 液体捕集方法にあつて は、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法及び直接 捕集方法にあつては、ガ スクロマトグラフ分析方 法

基 発 1203 第 6 号
平成 26 年 12 月 3 日

別記の関係事業者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」の周知について（協力依頼）

労働基準行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項において、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表することとされており、これまでに 2-アミノ-4-クロロフェノール等 29 物質が定められ、これらの物質に係る指針（平成 24 年 10 月 10 日付け健康障害を防止するための指針公示第 23 号。以下「指針公示第 23 号」という。）が公表されております。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 288 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 26 年厚生労働省令第 101 号）により、ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）を始めとする 11 物質を製造し、又は取り扱う業務のうち、一部の業務について発がん性に着目した健康障害防止措置が義務付けられたことから、指針公示第 23 号においても法令により規制の対象とされなかった業務について所要の措置を講じる必要が生じたため、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針の一部を改正する指針」（平成 26 年 10 月 31 日付け健康障害を防止するための指針公示第 25 号）を別添 1 のとおり策定し、同日付け官報に公示したところです。これにより指針公示第 23 号が別添 2 の新旧対照表のとおり改正され、改正後の指針公示第 23 号（以下「改正指針」という。）は別添 3 のとおりとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、改正指針の趣旨を御理解いただき、改正指針及び下記の留意事項について傘下会員に対する周知を図られますとともに、これらの化学物質による健康障害の防止対策が適切に行われるようお願い申し上げます。

なお、従来発出した指針の施行通達においては、指針の全般的事項及び改正事項の両方を示してきたところですが、本通達以降、指針の改正に当たっては改正事項のみを示すこととし、指針の全般的事項についてはこれまでに発出した各通達の内容を取りまとめた上で別途通達を発出することとしましたので、併せて御了知ください。

記

(別添 1、2、3 省略。記以下は基発 1203 第 5 号の記以下と同じ。)

1001	アクリル酸エステル工業会	1044	一般社団法人合板仮設材安全技術協会
1002	一般社団法人アルコール協会	1045	港湾貨物運送事業労働災害防止協会
1003	公益財団法人安全衛生技術試験協会	1046	コンクリート用化学混和剤協会
1004	ECP 協会	1047	一般社団法人コンクリートポール・パイル協会
1005	板硝子協会	1048	酢ビ・ポバール工業会
1006	印刷インキ工業連合会	1049	公益社団法人産業安全技術協会
1007	印刷工業会	1050	公益財団法人産業医学振興財団
1008	公益社団法人インテリア産業協会	1051	一般社団法人 JATI 協会
1009	ウレタン原料工業会	1052	一般社団法人色材協会
1010	ウレタンフォーム工業会	1053	一般社団法人自転車協会
1011	エポキシ樹脂工業会	1054	公益社団法人自動車技術会
1012	一般社団法人全国LPガス協会	1055	一般社団法人日本自動車工業会
1013	一般財団法人エンジニアリング協会	1056	写真感光材料工業会
1014	塩ビ工業・環境協会	1057	一般社団法人住宅生産団体連合会
1015	欧州ビジネス協会医療機器委員会	1058	一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
1016	押出発泡ポリスチレン工業会	1059	一般財団法人首都高速道路協会
1017	一般社団法人海洋水産システム協会	1060	一般社団法人潤滑油協会
1018	一般財団法人化学物質評価研究機構	1061	触媒資源化協会
1019	化成品工業協会	1062	触媒工業協会
1020	一般社団法人仮設工業会	1063	一般社団法人新金属協会
1021	可塑剤工業会	1064	一般社団法人新日本スーパーマーケット協会
1022	一般社団法人家庭電気文化会	1065	一般財団法人製造科学技術センター
1023	一般社団法人カメラ映像機器工業会	1066	一般財団法人石炭エネルギーセンター
1024	硝子繊維協会	1067	石油連盟
1025	一般社団法人火力原子力発電技術協会	1068	石油化学工業協会
1026	関西化学工業協会	1069	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
1027	吸水性樹脂工業会	1070	全国農業協同組合中央会
1028	一般社団法人強化プラスチック協会	1071	一般社団法人全国木質セメント板工業会
1029	協同組合資材連	1072	公益社団法人全国解体工事業団体連合会
1030	協同組合日本製パン製菓機械工業会	1073	全国仮設安全事業協同組合
1031	一般社団法人軽仮設リース業協会	1074	全国ガラス外装クリーニング協会連合会
1032	一般社団法人軽金属製品協会	1075	全国機械用刃物研磨工業協同組合
1033	研削砥石工業会	1076	全国グラビア協同組合連合会
1034	建設廃棄物協同組合	1077	一般社団法人全国クレーン建設業協会
1035	建設業労働災害防止協会	1078	一般社団法人全国警備業協会
1036	一般財団法人建設業振興基金	1079	全国建設業協同組合連合会
1037	一般社団法人建設産業専門団体連合会	1080	一般社団法人日本建設機械レンタル協会
1038	公益社団法人建設荷役車両安全技術協会	1081	一般社団法人全国建設業協会
1040	公益財団法人工作機械技術振興財団	1082	一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会
1041	合成ゴム工業会	1083	全国興行生活衛生同業組合連合会
1042	合成樹脂工業協会	1084	公益社団法人全国産業廃棄物連合会
1043	高発泡ポリエチレン工業会	1085	全国自動ドア協会

1086	全国社会保険労務士会連合会	1128	一般社団法人ソーラーシステム振興協会
1087	全国商工会連合会	1129	一般社団法人大日本水産会
1088	全国醸造機器工業組合	1130	ダイヤモンド工業協会
1089	全国製菓機器商工協同組合	1131	中央労働災害防止協会
1090	全国製菓厨房機器原材料協同組合	1132	超硬工具協会
1091	一般社団法人全国石油協会	1133	電気硝子工業会
1092	全国タイヤ商工協同組合連合会	1134	電気機能材料工業会
1093	全国中小企業団体中央会	1135	一般社団法人電気協同研究会
1094	一般社団法人全国中小建設業協会	1136	電気事業連合会
1095	一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会	1137	一般社団法人電気設備学会
1096	一般社団法人全国中小貿易業連盟	1138	一般社団法人電気通信協会
1097	一般社団法人全国鐵構工業協会	1139	電機・電子・情報通信産業経営者連盟
1098	全国伝動機工業協同組合	1140	一般社団法人電子情報技術産業協会
1099	全国鍍金工業組合連合会	1141	電線工業経営者連盟
1100	一般社団法人全国登録教習機関協会	1142	一般社団法人電池工業会
1101	全国土壌改良資材協議会	1143	天然ガス鋳業会
1102	全国トラクターミナル協会	1144	一般社団法人電力土木技術協会
1103	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	1145	独立行政法人労働者健康福祉機構
1104	一般社団法人全国防水工事業協会	1146	トラクター懇話会
1105	全国ミシン商工業協同組合連合会	1147	奈良県毛皮革協同組合連合会
1106	公益社団法人全国労働衛生団体連合会	1148	ニッケル協会東京事務所
1107	公益社団法人全国労働基準関係団体連合会	1150	一般社団法人日本アスファルト合材協会
1108	一般財団法人先端加工機械技術振興協会	1151	一般社団法人日本アスファルト乳剤協会
1109	全日本印刷工業組合連合会	1152	日本圧力計温度計工業会
1110	全日本製本工業組合連合会	1153	一般社団法人日本アミューズメントマシン協会
1111	全日本紙製品工業組合	1154	一般社団法人日本アルミニウム協会
1112	全日本革靴工業協同組合連合会	1155	一般社団法人日本アルミニウム合金協会
1113	一般社団法人全日本建築士会	1156	日本肥料アンモニア協会
1114	一般社団法人全日本航空事業連合会	1157	公益社団法人日本医師会
1115	全日本光沢化工紙協同組合連合会	1158	日本医薬品添加剤協会
1116	全日本シール印刷協同組合連合会	1159	一般社団法人日本医療法人協会
1117	全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会	1160	一般社団法人日本医療機器工業会
1118	全日本電気工事業工業組合連合会	1161	一般社団法人日本医療機器産業連合会
1119	公益社団法人全日本トラック協会	1162	一般社団法人日本印刷産業機械工業会
1120	公益社団法人全日本ネオン協会	1163	日本フォーム印刷工業連合会
1121	全日本爬虫類皮革産業協同組合	1164	一般社団法人日本印刷産業連合会
1122	公益社団法人全日本病院協会	1165	一般社団法人日本エアゾール協会
1123	公益社団法人全日本不動産協会	1166	日本エアゾルヘアーラッカー工業組合
1124	全日本プラスチック製品工業連合会	1167	日本ABS樹脂工業会
1125	一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会	1168	日本LPガス協会
1126	全日本木工機械商業組合	1169	一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
1127	一般社団法人送電線建設技術研究会	1170	一般社団法人日本エレベータ協会

1171	公益社団法人日本煙火協会	1213	一般社団法人日本経済団体連合会
1172	一般社団法人日本オーディオ協会	1214	一般社団法人日本計量機器工業連合会
1173	日本オートケミカル工業会	1215	一般社団法人日本毛皮協会
1174	一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会	1216	日本化粧品工業連合会
1175	一般社団法人日本音響材料協会	1217	日本石鹼洗剤工業組合
1176	日本界面活性剤工業会	1218	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
1177	一般社団法人日本化学品輸出入協会	1219	一般社団法人日本建設機械施工協会
1178	日本化学繊維協会	1220	一般社団法人日本建設機械工業会
1179	公益社団法人日本化学会	1221	一般社団法人日本建設業連合会
1180	一般社団法人日本科学機器協会	1222	日本建築仕上学会
1181	一般社団法人日本化学工業協会	1223	日本建築仕上材工業会
1182	一般社団法人日本化学物質安全・情報センター	1224	公益社団法人日本建築家協会
1183	一般社団法人日本ガス協会	1225	一般社団法人日本建築材料協会
1184	日本ガスメーター工業会	1226	公益社団法人日本建築士会連合会
1185	一般社団法人日本画像医療システム工業会	1227	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
1186	日本ガソリン計量機工業会	1228	一般社団法人日本建築板金協会
1187	日本家庭用洗浄剤工業会	1229	日本顕微鏡工業会
1188	日本家庭用殺虫剤工業会	1230	日本高圧ガス容器バルブ工業会
1189	一般社団法人日本金型工業会	1231	一般社団法人日本港運協会
1190	一般財団法人日本カメラ財団	1232	日本光学工業協会
1191	一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会	1233	日本光学測定機工業会
1192	日本火薬工業会	1234	一般社団法人日本工業炉協会
1193	日本カラーラボ協会	1235	日本工業塗装協同組合連合会
1194	一般社団法人日本硝子製品工業会	1236	日本鉱業協会
1195	日本ガラスびん協会	1237	一般社団法人日本航空宇宙工業会
1196	日本硝子計量器工業協同組合	1238	日本工具工業会
1197	日本革類卸売事業協同組合	1239	日本工作機械販売協会
1198	一般社団法人日本機械工業連合会	1240	一般社団法人日本工作機械工業会
1199	一般社団法人日本機械設計工業会	1241	一般社団法人日本工作機器工業会
1200	一般社団法人日本機械土工協会	1242	一般社団法人日本合成樹脂技術協会
1201	日本機械鋸・刃物工業会	1243	日本合板工業組合連合会
1202	一般社団法人日本基礎建設協会	1244	日本香料工業会
1203	一般財団法人大日本蚕糸会	1245	日本精密機械工業会
1204	一般社団法人日本絹人織織物工業会	1246	公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会
1205	一般社団法人日本金属プレス工業協会	1247	一般社団法人日本コミュニティーガス協会
1206	一般社団法人日本金属屋根協会	1248	日本ゴム工業会
1207	一般社団法人日本空調衛生工事業協会	1249	日本ゴム履物協会
1208	日本靴工業会	1250	一般社団法人日本在外企業協会
1209	一般社団法人日本グラフィックサービス工業会	1251	一般社団法人日本左官業組合連合会
1210	日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会	1252	公益社団法人日本作業環境測定協会
1211	一般社団法人日本クレーン協会	1253	一般社団法人日本サッシ協会
1212	一般社団法人日本くん蒸技術協会	1254	日本酸化チタン工業会

- | | | | |
|------|----------------------|------|------------------------|
| 1255 | 日本産業洗淨協議会 | 1297 | 公益社団法人日本洗淨技能開発協会 |
| 1256 | 一般社団法人日本産業・医療ガス協会 | 1298 | 一般社団法人日本染色協会 |
| 1257 | 一般社団法人日本産業機械工業会 | 1299 | 一般社団法人日本マリン事業協会 |
| 1258 | 一般社団法人日本産業車両協会 | 1300 | 一般財団法人日本船舶技術研究協会 |
| 1259 | 公益社団法人日本歯科医師会 | 1301 | 一般社団法人日本船舶電装協会 |
| 1260 | 公益社団法人日本歯科技工士会 | 1302 | 一般社団法人日本倉庫協会 |
| 1261 | 一般財団法人日本軸受検査協会 | 1303 | 一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会 |
| 1262 | 日本試験機工業会 | 1304 | 一般社団法人日本造船工業会 |
| 1263 | 日本室内装飾事業協同組合連合会 | 1305 | 日本ソーダ工業会 |
| 1264 | 日本自動車輸入組合 | 1306 | 一般社団法人日本測量機器工業会 |
| 1265 | 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 | 1307 | 一般社団法人日本損害保険協会 |
| 1266 | 一般社団法人日本自動車機械器具工業会 | 1308 | 一般社団法人日本ダイカスト協会 |
| 1267 | 一般社団法人日本自動車機械工具協会 | 1309 | 一般社団法人日本大ダム会議 |
| 1268 | 一般社団法人日本自動車車体工業会 | 1310 | 日本タクシーメーター工業会 |
| 1269 | 一般社団法人日本自動車タイヤ協会 | 1311 | 一般社団法人日本鍛圧機械工業会 |
| 1270 | 一般社団法人日本自動車部品工業会 | 1312 | 一般社団法人日本鍛造協会 |
| 1271 | 一般社団法人日本自動認識システム協会 | 1313 | 一般社団法人日本タンナーズ協会 |
| 1272 | 一般社団法人日本自動販売機工業会 | 1314 | 日本暖房機器工業会 |
| 1273 | 日本自動販売機保安整備協会 | 1315 | 日本チェーンストア協会 |
| 1274 | 一般社団法人日本試薬協会 | 1316 | 日本チェーン工業会 |
| 1275 | 一般社団法人日本写真映像用品工業会 | 1317 | 一般社団法人日本チタン協会 |
| 1276 | 一般社団法人日本砂利協会 | 1318 | 一般社団法人日本中小型造船工業会 |
| 1277 | 日本酒造組合中央会 | 1319 | 社団法人日本中小企業団体連盟 |
| 1278 | 日本商工会議所 | 1320 | 一般社団法人日本鑄造協会 |
| 1279 | 一般社団法人日本照明工業会 | 1321 | 日本鑄鍛鋼会 |
| 1280 | 一般社団法人日本食品機械工業会 | 1322 | 一般社団法人日本鉄鋼連盟 |
| 1281 | 一般社団法人日本私立医科大学協会 | 1323 | 一般社団法人日本鉄塔協会 |
| 1282 | 日本真空工業会 | 1324 | 一般社団法人日本鉄道車輛工業会 |
| 1283 | 一般社団法人日本伸銅協会 | 1325 | 一般社団法人日本鉄リサイクル工業会 |
| 1284 | 一般社団法人日本新聞協会 | 1326 | 一般社団法人日本電化協会 |
| 1285 | 日本スチレン工業会 | 1327 | 公益社団法人日本電気技術者協会 |
| 1286 | 日本製缶協会 | 1328 | 一般社団法人日本電気協会 |
| 1287 | 日本製紙連合会 | 1329 | 一般社団法人日本電気計測器工業会 |
| 1288 | 公益社団法人日本精神科病院協会 | 1330 | 一般社団法人日本電機工業会 |
| 1289 | 日本精密測定機器工業会 | 1331 | 一般社団法人日本電気制御機器工業会 |
| 1290 | 日本製薬団体連合会 | 1332 | 一般社団法人日本電子回路工業会 |
| 1291 | 日本石鹼洗剤工業会 | 1333 | 一般社団法人日本電設工業協会 |
| 1292 | 日本接着剤工業会 | 1334 | 一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会 |
| 1293 | 日本ゼラチン・コラーゲンペプチド工業組合 | 1335 | 一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会 |
| 1294 | 公益社団法人日本セラミックス協会 | 1336 | 日本陶磁器工業協同組合連合会 |
| 1295 | 一般社団法人日本繊維機械協会 | 1337 | 日本陶業連盟 |
| 1296 | 日本繊維板工業会 | 1338 | 一般社団法人日本銅センター |

- | | | | |
|------|----------------------|------|--------------------|
| 1339 | 一般社団法人日本動力協会 | 1382 | 一般社団法人日本ベアリング工業会 |
| 1340 | 一般社団法人日本道路建設業協会 | 1383 | 一般社団法人日本ベッ甲協会 |
| 1341 | 一般社団法人日本時計協会 | 1384 | 日本PETフィルム工業会 |
| 1342 | 一般社団法人日本塗装工業会 | 1385 | 公益社団法人日本保安用品協会 |
| 1343 | 一般社団法人日本蔦工業連合会 | 1386 | 日本ボイラー・圧力容器工業組合 |
| 1344 | 一般社団法人日本塗料工業会 | 1387 | 一般社団法人日本ボイラ協会 |
| 1345 | 日本内航海運組合総連合会 | 1388 | 一般社団法人日本ボイラ整備据付協会 |
| 1346 | 日本内燃機関連合会 | 1389 | 一般社団法人日本防衛装備工業会 |
| 1347 | 一般社団法人日本内燃力発電設備協会 | 1390 | 一般社団法人日本貿易会 |
| 1348 | 日本難燃剤協会 | 1391 | 日本防疫殺虫剤協会 |
| 1349 | 一般社団法人日本ねじ工業協会 | 1392 | 一般社団法人日本望遠鏡工業会 |
| 1350 | 一般社団法人日本農業機械工業会 | 1393 | 一般社団法人日本芳香族工業会 |
| 1351 | 日本パーマネントウェーブ液工業組合 | 1394 | 一般社団法人日本縫製機械工業会 |
| 1352 | 日本バーミキュライト工業会 | 1395 | 日本紡績協会 |
| 1353 | 一般社団法人日本配線システム工業会 | 1396 | 一般社団法人日本包装機械工業会 |
| 1354 | 一般社団法人日本配電制御システム工業会 | 1397 | 公益社団法人日本ボウリング場協会 |
| 1355 | 一般社団法人日本船用機関整備協会 | 1398 | 一般社団法人日本ホームヘルス機器協会 |
| 1356 | 一般社団法人日本歯車工業会 | 1399 | 一般社団法人日本保温保冷工業協会 |
| 1357 | 一般社団法人日本ばね工業会 | 1400 | 日本ポリオレフィンフィルム工業組合 |
| 1358 | 日本歯磨工業会 | 1401 | 一般社団法人日本民営鉄道協会 |
| 1359 | 一般社団法人日本パレット協会 | 1402 | 日本無機薬品協会 |
| 1360 | 一般社団法人日本半導体製造装置協会 | 1403 | 一般社団法人日本綿花協会 |
| 1361 | 一般社団法人日本電子デバイス産業協会 | 1404 | 一般社団法人日本綿業倶楽部 |
| 1362 | 一般財団法人日本皮革研究所 | 1405 | 日本メンテナンス工業会 |
| 1363 | 一般社団法人日本皮革産業連合会 | 1406 | 公益社団法人日本木材保存協会 |
| 1364 | 日本ビニル工業会 | 1407 | 日本木材防腐工業組合 |
| 1365 | 一般社団法人日本非破壊検査工業会 | 1408 | 一般社団法人日本木工機械工業会 |
| 1366 | 一般社団法人日本表面処理機材工業会 | 1409 | 日本有機過酸化合物工業会 |
| 1367 | 一般社団法人日本ビルディング協会連合会 | 1410 | 日本輸入化粧品協会 |
| 1368 | 一般社団法人日本フードサービス協会 | 1411 | 日本窯業外装材協会 |
| 1369 | 日本フォームスチレン工業組合 | 1412 | 日本溶剤リサイクル工業会 |
| 1370 | 日本吹出口工業会 | 1413 | 一般財団法人日本溶接技術センター |
| 1371 | 日本弗素樹脂工業会 | 1414 | 一般社団法人日本溶接容器工業会 |
| 1372 | 日本部品供給装置工業会 | 1415 | 日本羊毛紡績会 |
| 1373 | 日本プラスチック機械工業会 | 1416 | 一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会 |
| 1374 | 日本プラスチック工業連盟 | 1417 | 日本浴用剤工業会 |
| 1376 | 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会 | 1418 | 一般社団法人日本陸用内燃機関協会 |
| 1377 | 一般社団法人日本フルードパワー工業会 | 1419 | 一般社団法人日本猟用資材工業会 |
| 1378 | 日本フルオロカーボン協会 | 1420 | 一般社団法人日本旅客船協会 |
| 1379 | 一般社団法人日本分析機器工業会 | 1421 | 一般社団法人日本臨床検査薬協会 |
| 1380 | 一般社団法人日本粉体工業技術協会 | 1422 | 一般社団法人日本冷蔵倉庫協会 |
| 1381 | 日本ヘアカラー工業会 | 1423 | 一般社団法人日本冷凍空調工業会 |

- 1424 一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
- 1425 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
- 1426 一般社団法人日本ロボット工業会
- 1427 一般社団法人農業電化協会
- 1428 農薬工業会
- 1429 発泡スチロール協会
- 1430 一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
- 1431 光触媒工業会
- 1432 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
- 1433 一般社団法人日本病院会
- 1434 一般財団法人F A財団
- 1435 普通鋼電炉工業会
- 1436 一般社団法人不動産協会
- 1437 一般社団法人プラスチック循環利用協会
- 1438 一般社団法人プレハブ建築協会
- 1439 米国医療機器・IVD 工業会
- 1440 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
- 1441 ポリカーボネート樹脂技術研究会
- 1442 一般財団法人マイクロマシンセンター
- 1443 公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団
- 1444 モノレール工業協会
- 1445 公益社団法人有機合成化学協会
- 1446 公益財団法人油空圧機器技術振興財団
- 1447 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- 1448 硫酸協会
- 1449 一般社団法人林業機械化協会
- 1450 林業・木材製造業労働災害防止協会
- 1451 ロックウール工業会
- 1452 建設労務安全研究会
- 1453 ステンレス協会
- 1454 クロロカーボン衛生協会
- 1455 全国グラビア協同組合連合会
- 1456 一般社団法人日本バルブ工業会